（注意事項）

1　「相手方」の欄には、権利者のために行った金融商品取引行為の相手方の商号又は名称を記載すること。

相手方が、自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第３号に規定する関係外国法人等をいう。以下この㉒において同じ。）以外の場合は、その取引額が当事業年度において権利者のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の百分の十以上に相当する額である者について記載し、主として未上場会社（その発行するいずれの有価証券も金融商品取引所（外国におけるこれらに相当するものを含む。）に上場されていない会社をいう。）が発行する株券を投資の対象とする法第２条第８項第15号に係る業務を行う場合において、相手方から商号又は名称を開示することについて同意が得られていないときは、記載を要しないが、「相手方」の欄にその旨を記載すること。

ただし、相手方が、自己又は関係会社の場合は、全ての相手方について記載し、商号又は名称に下線を引いた上で、自己と相手方との関係内容（資本関係及び人的関係をいう。以下この㉒において同じ。）を記載すること。

2　「取引額」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った金融商品取引行為に係る有価証券の売買高及び想定元本ベースのデリバティブ取引高の合計金額を記載すること。

3　「備考」の欄には、「相手方」ごとに権利者のために行った主な金融商品取引行為の概要について注記すること。

③　運用するファンド一覧表

名称	設定年月日	存続期間	総資産額	備考
			百万円	

（注意事項）

1　記載は、ファンドを設定した日の順序で記載すること。

2　運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

④　運用受託報酬その他の法第２条第８項第15号に掲げる行為に係る報酬

百万円

⑤　自己又は関係会社が発行・設定する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券	うち自己設定投資信託の受益証券等	うち関係会社設定投資信託の受益証券等
百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%

（注意事項）

自己若しくは関係会社が発行する有価証券又は設定する投資信託の受益証券等（投資信託及び外国投資信託の受益証券、投資法人の投資証券及び投資法人債券並びに法第２条第８項第15号に掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利をいう。）の組入れ金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載すること。）について記載すること。

⑥　運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

（注意事項）

1　運用財産の運用として対象有価証券（第130条第３項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びにファンド関係者（当該対象有価証券の発行者、当該対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下この注意事項において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者等をいう。以下この注意事項において同じ。）のうちに関係会社がある場合には、当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び提出会社との関係内容を記載すること。また、ファンド関係者のうちに関係会社がない場合には、「無」と記載すること。

2　基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑦　運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ　時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
株式	百万円	百万円	%
公社債券			%
受益証券			%
信託受益権			%
その他の有価証券			%
その他の資産（現金・預金を含む。）			%
全体			%